

## 甲府市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成14年10月1日

福第6号

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づき、成年後見制度に係る審判の請求に伴う費用の助成及び後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人（以下「後見人等」という。）の報酬の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業対象者)

第2 この事業における審判の請求に伴う費用の助成及び後見人等の報酬の助成の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者
  - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者
  - ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者
  - エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定に基づき、本市以外の市町村が措置を決定し、実施している者
- (2) 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者
- (4) 生活保護法第19条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者
- (5) 老人福祉法第11条第1項の規定に基づき、本市が措置を決定し、実施している者

(審判の請求に伴う費用の助成)

第3 市長は、対象者が次のいずれかに該当するときは、審判の請求に伴う費用（以下「審判費用」という。）を助成するものとする。

- (1) 審判費用の支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合
- (3) 審判費用を負担することで、生活保護法第6条に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）となると認められる場合
- (4) その他市長が必要と認める場合

2 前項の規定により助成を受けようとする対象者は、甲府市成年後見等審判請求費用助成申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が審判請求を行う場合についてはこの限りではない。

3 市長は、前項の規定による審判費用の助成申請を受理したときは、その内容を審査し、甲府市成年後見等審判請求費用助成（不支給）決定通知書（第2号様式）により当該対象者に通知するものとする。

（後見人等の報酬の助成）

第4 市長は、対象者である成年被後見人等が次のいずれかに該当するときは、後見人等の報酬について助成するものとする。ただし、後見人等が成年被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹の場合は、対象外とする。

- (1) 報酬に関する支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合
- (2) 被保護者である場合
- (3) 報酬を負担することで、要保護者となると認められる場合
- (4) その他市長が必要と認める場合

2 前項の規定により市長が助成する額は、後見人等に対する報酬付与の審判で決定された報酬の全部又は一部とし、成年被後見人等の生活場所が在宅にある者は月額28,000円、施設等へ入所又は入院中の者は月額18,000円を上限とする。ただし、月の途中で入所又は入院した場合には、当該月は在宅として扱うこととする。

3 対象者に、複数の後見人等が選任されている場合、前項に規定する助成上限額は、それぞれの後見人等の報酬付与審判で決定された報酬額の計について適用する。

（報酬助成の申請）

第5 第4の規定により助成を受けようとする者は、成年被後見人等又は後見人等とし、甲府市成年後見人等報酬費用助成申請書（第3号様式）に、家庭裁判所が決定した報酬に関する書類の写しその他必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して2ヶ月以内とする。ただし、やむを得ない理由があり提出期限に提出できない場合は、この限りではない。

（成年被後見人等死亡後の報酬助成）

第6 後見人等報酬の助成の対象者が死亡した場合において、後見人等の報酬が成年被後見人等の遺留財産より支払えない場合については、第5の規定により申請することができる。

2 前項の規定により支給すべき助成金の額は、遺留財産で不足する金額と助成上限額を比較して少ない額とする。

（報酬助成の決定）

第7 市長は、第5の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、甲府市成年後見人等報酬費用助成（不支給）決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（報酬助成金の交付）

第8 市長は、第7の規定により交付の決定をした助成金については、当該申請者からの請求（第5号様式）に基づき交付するものとする。

(助成金の返還)

第 9 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(変更等届出の提出)

第 10 申請者は、申請事項に変更があったとき及び第 3 第 1 項各号又は第 4 第 1 項各号に掲げる助成の条件のいずれにも該当しなくなったときは、速やかに甲府市成年後見制度利用支援中止(変更)届(第 6 号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第 9 の規定の適用については、第 9 中「被保護者」とあるのは、「平成 25 年厚生労働省告示第 174 号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)により算定をされた被保護者」とする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行し、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。